

開発事業に係る保育所等の設置又は整備に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市開発事業の手続等に関する条例（平成16年吹田市条例第13号）第38条第2項の市長が定める基準のうち、保育所等の設置又は整備に必要な用地の確保に関する事項を定める。

(対象となる開発事業)

第2条 保育所等の設置又は整備に必要な用地を確保しなければならない開発事業は、新築する住宅（共同住宅にあつては、床面積が40平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）の数又は増築若しくは改築により増加する住宅の数（以下「開発住宅数」という。）が200以上である住宅開発事業とする。

(確保用地の面積等)

第3条 開発事業者が確保しなければならない用地（以下「確保用地」という。）の面積は、次の各号に掲げる開発住宅数に応じ、当該各号に定める保育所等を設置又は整備をすることができる面積以上とする。ただし、市長が事業区域の周辺地域の保育提供量等から判断して用地の確保の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 200戸以上400戸未満 次のいずれかの保育所等

ア 定員80人程度の保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所を言う。以下同じ。）

イ 定員19人程度の小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10号に規定する小規模保育事業を言う。）を行う事業所

ウ 事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児以外の定員が20人程度の事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12号に規定する事業所内保育事業を言う。）を行う事業所

(2) 400戸以上600戸未満 定員100人程度の保育所

(3) 600戸以上 定員120人程度の保育所

2 確保用地の位置は、設置又は整備をする保育所等の利用者の利便性を考慮した場所でない限りならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に大規模開発事業構想届出書（大規模開発事業構想届出書の提出を要しない大規模開発事業にあつては、大規模開発事業事前協議承認申請書）又は中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出のあった開発事業について適用する。